

特別定額給付金《10万円》の申請はお済みですか？

申請期限は、令和2年8月17日(月)消印有効となります。

●申請書が届いていない方へ

特別定額給付金の申請書は、5月16日までには郵送を完了しています。申請書が届いていない方は役場町民課までお問い合わせください。

※申請書が郵送できていない主なケース

- ・転居先不明やあて所の住所に居住していない
- ・郵便局に転居届を出していない。郵便局の転居届期間の経過（届出より1年以上経過）
- ・受取人の長期不在 など

●申請方法

郵送申請とオンライン申請があります。



子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（ひとり1万円）を支給します。（公務員以外の方には支給しています。）

《 公務員の方は居住地への申請が必要です 》

■勤務先で児童手当を受給している公務員の方は、この給付金を受け取るために住所地の市区町村（下記基準日現在）への申請が必要となります。

- ・対象児童が0歳から中学3年生の場合：令和2年（2020年）3月31日の住所地
- ・対象児童が新高校1年生の場合：令和2年（2020年）2月29日の住所地

■申請書類は、所属庁から配布されます。

■申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要です。

■申請期間は、令和2年7月1日(水)～令和2年11月30日(月)
(長万部町の場合)です。

■申請先は、長万部町役場町民課戸籍医療年金係まで

■支給先は、所属庁より配布される「子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）」に基づき、指定の口座へ支給します。

※児童手当を受給されている本人名義の口座に限ります。

※届出書の提出にあたっては、通帳（またはキャッシュカード）のコピーを添付してください。

お問い合わせ先 町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453